税務の話題2

令和3年度固定資産税・都市計画税の軽減措置について

本紙でも、6月号にてご案内をいたしました内容です。 申告期限がありますので、改めて、必ずご確認いただきますよう、お願いいたします。 (顧問契約をいただいているお客さまにつきましては、随時、ご案内をさせていただきます。)

対象固定資産	償却資産 及び 事業用家屋 「償却資産税申告書」が届いた方は
対象者	資本金の額が 億円以下の法人 等 お知らせください!!
要件・軽減率 (下図(※2))	令和2年2月~10月までの 任意の連続する3か月間の事業収入が前年の同期間と比べ 50%以上 ゼロ 30%以上 50%未満 I/2
申告必要書類	・新型コロナウイルス感染症等に係る特例措置に関する申告書(各市町村指定様式) ・収入が減少したことが確認できるもの(会計帳簿等)
申告期限	令和3年2月1日(月)消印有効 ※各市町村のご案内を必ずご確認ください

提出書類については、

「認定経営革新等支援機関」の確認が必要と なっておりますが、弊所は支援機関として 認定を受けております。

お気軽にお問い合わせください。

2020年 2021年 2022年 (2020年1月1日時点で (2021年1月1日時点で (2022年1月1日時点で 保有するものが課税対象) 保有するものが課税対象) 保有するものが課税対象) 納税猶予(※1) 2021年分 ロ又は1/2 (無担保・延滞税なし) 2022年分 の支払い 2020年 猶予分の支払い

事務所の近況

Facebook はじめました!

いえ、実は以前から開設はしていました…が、長く離れていた、のが実際のところでした。 そのため、正しくは「はじめました」ではなく、「再開しました」かもしれません。

この「事務所通信」などで、毎月皆さまへ情報をお届けしておりますが、世の中の動きが変わってきている今、また違ったカタチでのご提供ができるのではないかと考え、再開することといたしました。



https://www.facebook.com/miyagitax

この紙面のようなカタい(!?) お話しばかり ではなく、私たちの日常もお伝えできればと 考えております。「事務所通信」最新号掲載も リアルタイムにお届けいたします。

ぜひ、「いいね!」「フォロー」などで ご声援をいただけると幸いです。